

## 4. 緑地の保全及び緑化の目標の設定

### 4-1. 基本理念

第4次弟子屈町総合計画の目標達成のためには、本町の釧路川、鑑別川を骨格とし、市街地やその周辺の既存林、農地等の緑、都市公園等の豊かな緑を守り、活かし、創ることにより、人と緑が密接に結びついたまちを形成していくことが大切である。将来的にも潤いのある良好な自然環境や都市環境を維持、発展させながら、人と自然が共生し、次世代に継承できる緑豊かなまちづくりを展開していくため、次のとおり基本理念を設定する。

**第4次弟子屈町総合計画：まちづくりの将来像**  
『大自然のステージを未来につなぎ、輝く人々がハーモニーを奏でるまち』

総合計画におけるまちづくりの実現に向けた「緑の基本計画の基本理念」を設定

**緑の基本計画の基本理念**  
『緑の恩恵を現在と未来に住まう人々が引継ぎ、緑豊かで快適に暮らせるまちづくり』

### 4-2. 緑の将来像

「安全でうるおいのある緑資源の保全・創出」「緑の水のネットワークづくり」「レクリエーション性の高い緑の環境づくり」を図り、想定する弟子屈町における未来の緑の姿を実現するための将来像を設定する。

#### 『自然と笑顔あふれる緑のまち 弟子屈』

釧路川や鑑別川、山地・丘陵地等の自然的環境資源を守り、活かしながら、人々がうるおい、やすらぎ、集い、笑顔があふれるまちづくりを推進する。

弟子屈町の河川、山地・丘陵地、公園・緑地等を通して、緑とふれあい、緑と緑、緑と人が結ばれ、笑顔が生まれる質の高い緑のまちを形成していくことを目指して、「自然と笑顔あふれる緑のまち 弟子屈」として、緑のまちづくりの推進に総合的に取り組む。

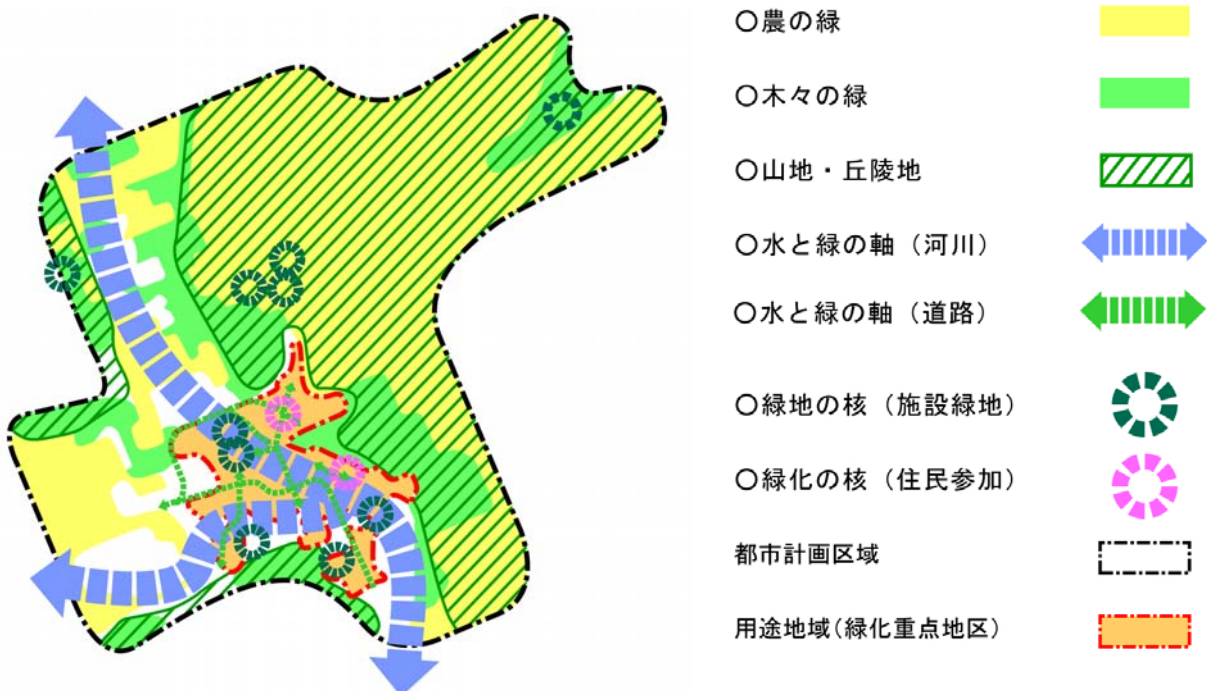
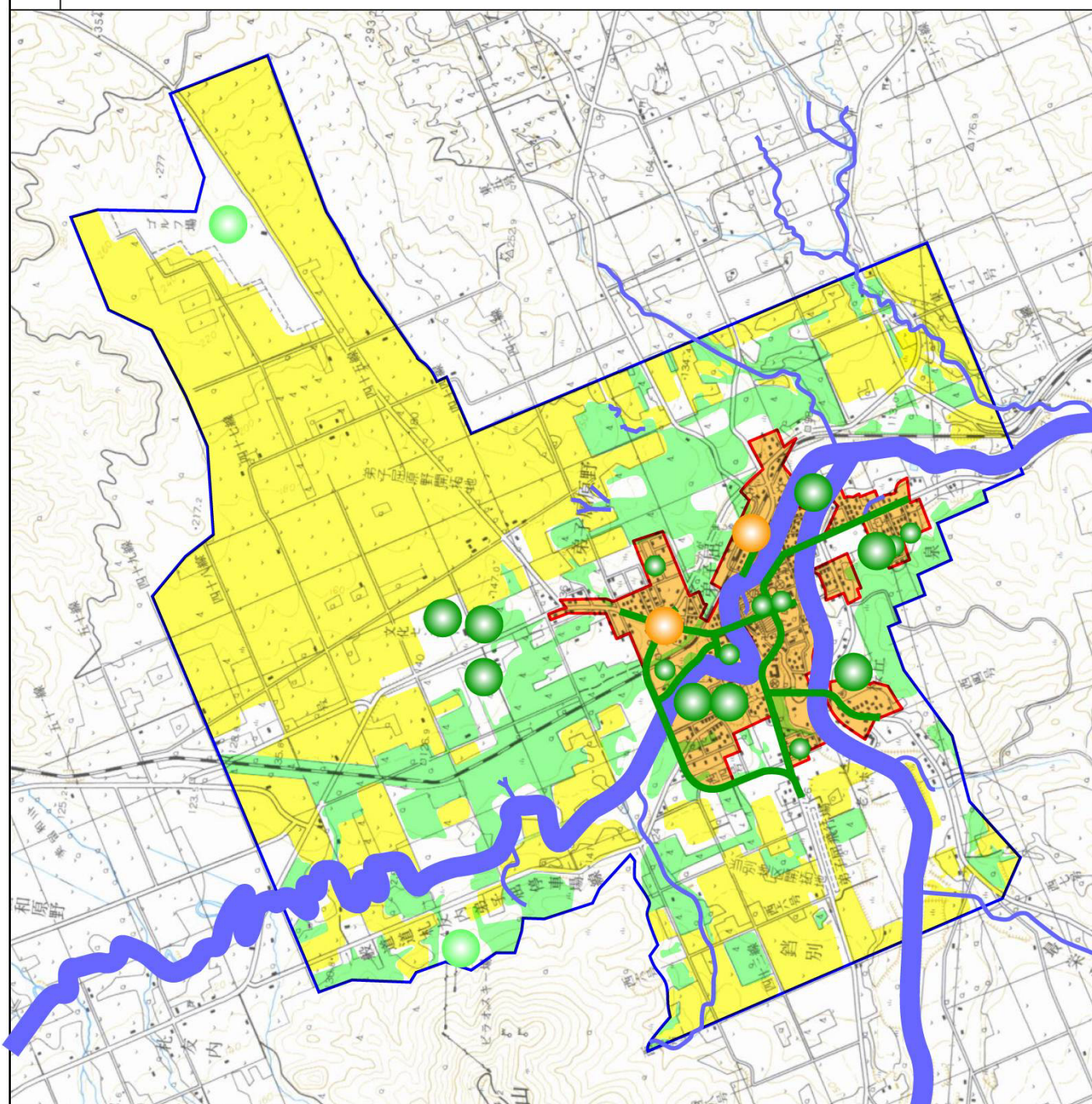


図 4-2-1 弟子屈町 緑の基本計画 緑の基本構想図



図4-2-2 緑の将来像図

- 凡例
- 農の緑
- 木々の緑
- 水と緑の軸 (河川)
- 水と緑の軸 (道路)
- 緑の核 (都市公園、公共施設緑地) (2ha未満)
- 緑の核 (民間施設緑地)
- 緑の核 (住民参加)
- 都市計画区域
- 用途地域 (緑化重点地区)



本計画では、弟子屈らしい緑の継承と創出に向け、将来に渡って町民に親しまれ、広域的緑地環境の形成による阿寒国立公園の保全と継承にも寄与するような緑の将来像の実現を目指す。

#### 4-3.基本方針

以下の三項目から成る基本方針のもと、弟子屈町の自然特性、景観特性を生かし、緑の保全と共生、身近な緑とのふれあいや育成、弟子屈町にふさわしい景観の形成を目指し、町民が主体の緑豊かなまちづくりを推進する。

#### 基本方針 - 1. 豊かな緑をまもり、自然と共生する快適なまちづくり

##### 【具体的方策】

- 自然とのふれあいを展開する広域的ネットワークの形成を推進する。
- 釧路川を骨格とした多様な生物を育む自然環境を保全する。
- 緑豊かな景観の創出を目指し、まちの背景となる緑を保全・育成する。

#### 基本方針 - 2. 緑をつくり・育み、緑とふれあう、心がかよあう・豊かなまちづくり

##### 【具体的方策】

- 釧路川と鑑別川の水と緑を骨格とした緑豊かな街並みの形成と緑の歩行ネットワークの形成を進める。
- 弟子屈町の市街地に生育する樹林の保全を図る。
- 住民の憩いの場や集い、ふれあい、さらには避難地等となる都市公園の整備を進める。

#### 基本方針 - 3. 手と手をつなぎ、みんなで創る緑のまちづくり

##### 【具体的方策】

- 住民の緑地活動への意識の高揚に向けたイベント等の継続的かつ計画的に開催する。
- 住民が主体となる緑化活動開催に向けたシステムの構築を図る。
- 住民の緑化活動の活性化へ向けた支援を推進する。

#### 4-4.計画フレームの設定

##### 4-4-1. 計画対象区域

計画対象区域は、弟子屈町都市計画区域の全域、3,089haとする。

表 4-4-1 計画対象区域

| 計画対象区域        |         |
|---------------|---------|
| 弟子屈町都市計画区域の全域 | 3,089ha |
| 用途地域          | 280ha   |

##### 4-4-2. 人口の見通し

表 4-4-2 人口の見通し

| 年次 | 現況<br>(平成20年度) | 中間年次<br>(平成30年度) | 目標年次<br>(平成40年度) |
|----|----------------|------------------|------------------|
| 人口 | 8,632人         | 7,338人           | 6,096人           |

※現況人口は、住民基本台帳を基に平成20年3月末現在の人口とする。(北海道企画振興部地域行政局統計課HP)

※中間年次人口は、国立社会保障・人口問題研究所における平成32年度の将来人口を参考とする。

※目標年次人口は、国立社会保障・人口問題研究所における平成42年度の将来人口を参考とする。

#### 4-5.計画目標の設定

##### 4-5-1.緑地の確保目標水準

表 4-5-1 緑地の確保目標水準

| 緑地確保目標水準   | 将来市街地面積に対する<br>緑地の確保目標と割合(a) | 都市計画区域面積に対する<br>緑地の確保目標と割合(b) |
|------------|------------------------------|-------------------------------|
| 現況：平成20年   | 概ね29ha<br>11%                | 概ね2,418ha<br>78%              |
| 長期目標：平成40年 | 概ね40ha<br>14%                | 概ね2,442ha<br>79%              |

表 4-5-2 緑地の確保目標水準割合の算出方法

|       | 算出方法  |
|-------|---|
| 平成20年 | (a) 将来市街地内の緑地確保目標面積/将来市街地面積 = 29ha / 280ha × 100 ≒ 11%<br>(b) 都市計画区域内の緑地確保目標面積/都市計画区域面積 = 2,418ha / 3,089ha × 100 ≒ 78% |
| 平成40年 | (a) 将来市街地内の緑地確保目標面積/将来市街地面積 = 40ha / 280ha × 100 ≒ 14%<br>(b) 都市計画区域内の緑地確保目標面積/都市計画区域面積 = 2,442ha / 3,089ha × 100 ≒ 79% |

##### 4-5-2.緑地保全の対象となる緑地の目標

表 4-5-3 緑地保全の対象となる緑地の目標

|            | 現状<br>(平成20年度) | 目標年次<br>(平成40年度) |
|------------|----------------|------------------|
| 緑地保全対象緑地面積 | 2,288ha        | 2,288ha          |

表 4-5-4 緑地保全の対象となる緑地の目標内訳

| 緑地保全の対象となる<br>緑地の目標 | 緑地及び面積 (地域制緑地)  |
|---------------------|---|
| 平成20年               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域農用地区域 = 1,430.45ha</li> <li>・ 河川区域 = 218.54ha</li> <li>・ 地域森林計画対象民有林 = 733.70ha</li> <li>+ ・ 条例 (北海道環境緑地保護地区) = 19.30ha</li> <li>計 2,401.99ha</li> </ul> |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>↓</li> <li>・ 計 (都市計画区域内緑地保全対象緑地) = 2,401.99ha</li> <li>- ・ 地域制緑地間の重複面積 = 114.08ha</li> <li>計 2,287.91ha</li> <li>≒ 2,288ha</li> </ul>                            |
| 平成40年               | 平成20年 (現況) の緑地保全対象緑地の指定継続 : 2,288ha   |



#### 4-5-3.都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

表 4-5-5 都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準

| 年次    | 現況（平成20年度）              | 中間年次（平成30年度）             | 目標年次（平成40年度）             |
|-------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 都市公園  | 8.24 m <sup>2</sup> /人  | 10.78 m <sup>2</sup> /人  | 37.39 m <sup>2</sup> /人  |
| 都市公園等 | 92.84 m <sup>2</sup> /人 | 110.61 m <sup>2</sup> /人 | 171.62 m <sup>2</sup> /人 |

表 4-5-6 都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準：算出方法

| 年次              | 種別    | 算出方法  |
|-----------------|-------|---|
| 現況<br>（平成20年）   | 都市公園  | 7.11ha $\div$ 71,100 m <sup>2</sup> 、71,100 m <sup>2</sup> /8,630人 = 8.24 m <sup>2</sup> /人         |
|                 | 都市公園等 | 80.14ha $\div$ 801,400 m <sup>2</sup> 、801,400 m <sup>2</sup> /8,630人 = 92.84 m <sup>2</sup> /人     |
| 中間年次<br>（平成30年） | 都市公園  | 7.91ha $\div$ 79,100 m <sup>2</sup> 、79,100 m <sup>2</sup> /7,340人 = 10.78 m <sup>2</sup> /人        |
|                 | 都市公園等 | 81.19ha $\div$ 811,900 m <sup>2</sup> 、811,900 m <sup>2</sup> /7,340人 = 110.61 m <sup>2</sup> /人    |
| 目標年次<br>（平成40年） | 都市公園  | 22.81ha $\div$ 228,100 m <sup>2</sup> 、228,100 m <sup>2</sup> /6,100人 = 37.39 m <sup>2</sup> /人     |
|                 | 都市公園等 | 104.69ha $\div$ 1046,900 m <sup>2</sup> 、1046,900 m <sup>2</sup> /6,100人 = 171.62 m <sup>2</sup> /人 |

#### 4-5-4.緑化の目標

##### 1) 公共公益施設の緑化の目標及び推進方針

- ・既存施設（建築外構）は、現状維持を基本とする。
- ・新規施設（建築外構）は、20%以上を目標とする。（工場立地法第一種区域参考）
- ・新規の都市公園は、都市緑地として整備するため、敷地面積に対して80%以上の緑化率を目標に定める。

（「都市緑化対策推進要綱」について 昭和51年6月9日 事務次官通達より）

##### 2) 民有地の緑化の目標及び推進方針

- ・数値目標の設定は、行わないものとする。
- ・商業地や住宅地への緑化推進を住民や事業者等へ働きかける。

##### 3) 民間の参加協力・啓発活動等の推進方針

- ・緑化活動、清掃美化などの積極的参加を呼びかけ、緑のまちづくりを図るなどの推進方針を定める。

表 4-5-7 緑化の目標

| 区 分    |                  | 目標年次（平成40年度）の緑化率 |
|--------|------------------|------------------|
| 都市公園等  | 街区公園、運動公園、公共施設緑地 | 30%以上            |
|        | 近隣公園、地区公園、総合公園   | 50%以上            |
|        | 都市緑地             | 80%以上            |
| 公共公益施設 | 幹線道路             | 15%以上            |
|        | その他の公共公益施設       | 20%以上            |